



福岡医発第 1529 号 (地)

令和 5 年 9 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する
健康被害救済制度に関する集中広報の周知について (依頼)

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室より福岡県保健医療介護部薬務課監視係を通じて別添のとおり連絡がありました。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (以下「機構」という。) が実施する医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度 (以下「健康被害救済制度」という。) は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成 14 年法律第 192 号) に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方々が適正かつ迅速に当該給付を受けられるよう、広く国民や医療関係者に認知・理解される必要があることから、今般、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」、10 月から 12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として制度の認知度・理解度の一層の向上を目的とした、下記の広報活動が行われます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、機構では、リーフレット、ポスター、その他広報資料を無料で配布しており、機構 HP (<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>) からダウンロード可能であることを申し添えます。

記

集中広報の実施内容 (予定)

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポット CM

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

福岡医発第 1529 号（地）

令和 5 年 9 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する
健康被害救済制度に関する集中広報の周知について（依頼）

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室より福岡県保健医療介護部薬務課監視係を通じて別添のとおり連絡がありました。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が実施する医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「健康被害救済制度」という。）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方々が適正かつ迅速に当該給付を受けられるよう、広く国民や医療関係者に認知・理解される必要があることから、今般、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」、10 月から 12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として制度の認知度・理解度の一層の向上を目的とした、下記の広報活動が行われます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、機構では、リーフレット、ポスター、その他広報資料を無料で配布しており、機構 HP (<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>) からダウンロード可能であることを申し添えます。

記

集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポット CM

- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

（本件に関する照会先）

- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

E メール：kyufu@pmda.go.jp

- 広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号：0 1 2 0 - 1 4 9 - 9 3 1（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日・年末年始を除く）

以上

公印省略

5 薬 第 9 6 5 号
令和5年8月31日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度
に関する集中広報の周知について（依頼）

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策
室長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周
知をお願いします。

薬生副発 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「健康被害救済制度」という。）は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

本制度については、医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方々が適正かつ迅速に当該給付を受けられるよう、広く国民や医療関係者に認知・理解いただく必要があることから、制度の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）において、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」、10 月から 12 月までの約 3 か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者における制度の認知度・理解度の一層の向上を目的とした広報活動を積極的に展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）等に周知いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載するなど、広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、機構では、リーフレット、ポスター、その他広報資料を無料で配布しており、機構ホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。（<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>）

記

集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

（本件に関する照会先）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課
Eメール: kyufu@pmda.go.jp

○広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)
受付時間: (月～金) 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

（本件通知担当者）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
荒木(内線2717)、林(内線2902)
(代表電話) 03-5253-1111、(直通電話) 03-3595-2400
Eメール: fukutai01@mhlw.go.jp